

**刑事裁判に国民のみなさんが参加する
「裁判員制度」が、平成21年5月21日より
始まりました。**



松山地方裁判所



高松高等・地方裁判所



高知地方・家庭裁判所



徳島地方・家庭裁判所

【目次】

裁判員制度が始まりました・・・2頁

裁判員候補者に送付される質問票等

(イメージ図)・・・3頁

裁判員説明会を随時開催しています

・・・4頁

裁判員制度が始まりました！

裁判員候補者の方には、質問票が届きます！

☆ 平成21年5月21日、裁判員制度が始まりました

裁判員制度が始まりました。四国の裁判所でも高松地方裁判所において9月15日から3日間開廷したのを皮切りに、徳島地方裁判所では10月6日に、松山地方裁判所では11月24日、そして高知地方裁判所では1月19日にそれぞれ裁判員裁判の1号事件を開廷しました。

対象となる事件が起訴され、裁判の日程が決まった段階で、地方裁判所は、昨年の秋に作成した裁判員候補者名簿の中から、その事件の裁判員候補者をくじで選びます。くじで選ばれた裁判員候補者の方々には、裁判員を選ぶ手続（選任手続）の日に裁判所にお越しいただくためのお知らせを、選任手続の日の6週間前までにお送りします。裁判員候補者の方々にはあわせて、質問票をお送りします。

☆ 質問票では辞退を申し出ていただくことができます

広く国民の参加を得てその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の皆様のご負担が著しく大きなものとならないよう、法律や政令では辞退を申し出ることができる事由を定めています。

質問票では、裁判が行われる日程を前提に、裁判員となることを辞退する申し出の有無及びその事情などをお尋ねします。質問票に記載された内容から、辞退事由に当たることが明らかになれば、裁判所は、事前に辞退を認め、選任手続のためにわざわざ裁判所までお越しいただかなくてもよいようにします。ですから、辞退を希望される場合には、その理由となる事情をできるだけ具体的にご記入ください。

事前に辞退が認められた裁判員候補者以外の方は選任手続の日に裁判所にお越しいただき、その方々の中から最終的にくじで6人の裁判員が選ばれます。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。



送付される質問票などの書類（イメージ図）

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 様

00000-00001

〇〇地方裁判所

質問票送付の御案内

あなたは、当裁判所で審理を行う刑事事件の裁判員候補者に選定されました。つきましては、裁判に参加していただけるかどうかを判断する際の資料とさせていただきますので、同封の質問票に、回答を記載して、平成 年 月 日()までに当裁判所に返送又は持参してください。

なお、質問票に虚偽の記載をすることは、法により禁じられており、質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出したときは、50万円以下の罰金又は30万円以下の過料に処せられることがあります。

今後の予定

- 1 裁判員（及び補充裁判員）を選任する手続のために、裁判所にお越しください。
平成 年 月 日()午前 時 分
- 2 1であなたが裁判員（又は補充裁判員）に選任された場合、裁判員（又は補充裁判員）として参加していただく期間
平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで

このうち、公判などの手続のために、裁判所にお越しいただく日
平成 年 月 日() 平成 年 月 日() 平成 年 月 日()
平成 年 月 日() 平成 年 月 日()

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 様

00000-00001

〇〇地方裁判所 第〇刑事部
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇 公印

平成 年 月 日

裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）
当裁判所で審理を行う刑事事件（平成 年(わ)第 号）について、裁判員（及び補充裁判員）を選任する手続を行いますので、
平成 年 月 日()午前 時 分に
当裁判所
までお越しください。

なお、あなたが裁判員（又は補充裁判員）に選任された場合には、平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの間、裁判員（又は補充裁判員）として参加していただくことが予定されています。このうち、公判などの手続が予定されている日（当裁判所までお越しいただく日）は、次のとおりです。

平成 年 月 日() 平成 年 月 日() 平成 年 月 日()
平成 年 月 日() 平成 年 月 日() 平成 年 月 日()

※ 選任する手続についての宿泊料支給の有無 前日：無 当日：無

【注意事項】

- 1 現時点では、まだ裁判員（又は補充裁判員）に選任されたわけではありません。
- 2 裁判所にお越しの際は、この書面と認め印をお持ちください。
- 3 正当な理由がなくこの呼出しに応じないときは、10万円以下の過料に処せられることがあります。

※ 裁判所にお越しになったことの証明を希望される場合は、お持ちの原簿にこの書面を添えて、右側の欄(一)に証明印を受けてください。

あなたが、平成 年 月 日に当裁判所に来庁されたことを証明いたします。
〇〇地方裁判所

疑問にお答えします！

Q 育児・介護が必要な家族がいるのですが…

A あなたに代わって育児・介護をする方がほかにいない場合は、辞退が可能です。参加を希望される場合は、一時保育サービスや介護サービスを利用することも可能です。くわしくは、同封の案内をご覧ください。

Q 裁判員候補者や裁判員になったら、手当や交通費をもらえるのですか？

A 裁判員候補者や裁判員として裁判所にお越しの際は、当日と交通費が支払われます。また、自宅が裁判所から遠いなどの理由で宿泊が必要な場合は、宿泊料も支払われます。くわしくは、同封の「旅費（交通費）・日当」などのお知らせをご覧ください。

Q もっと、裁判員裁判について知りたいのですが…

A 裁判員になるにあたって、法律の知識や事前の勉強は必要ありません。裁判員制度等についてもっと知りたいという方のために、「よりくわしくお知らせ」になりた方へ（裁判員制度ナビゲーション）を同封しました。どの頁からでも、ご関心に応じてお読みください。また、下記のウェブサイト等もご覧ください。

大切なお知らせです。はじめにお読みください！ 裁判員候補者に選ばれた方々へ

○あなたは、このたび具体的な事件の裁判員候補者に選ばれました。
○あなたを含む裁判員候補者の中から最終的に6人の裁判員が選ばれます。

- 1 同封の「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」をお読みください。
お読みいただく裁判所・日時・裁判の日程等が書いてあります。
- 2 同封の「質問票」に必要事項をご記入の上、裁判所に必ずご返送ください。
あなたの都合をお知らせします。
※同封の「旅費等の届出先」もご返送ください。
※同封の「質問票」もご返送ください。
- 3 「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」に記載されている日時に、裁判所にお越しください。
質問票にご記入いただいた事情により、辞退が認められる場合には、裁判所にお越しいただく必要はありません。
※同封の「質問票」もご返送ください。
- 4 ご不明な点のある方へ
遠慮なさらずに裁判所にお問い合わせください。
※同封の「質問票」もご返送ください。

ご注意ください！！
裁判員候補者になったことを公にしないでください！！

●裁判員候補者のプライバシーや生活の平穏を守るため、裁判員候補者になったことを公にすることは法律上禁止されています。「公にする」とは、インターネット等で公表するなど、裁判員候補者になったことを不特定多数の人が知ることのできる状態にすることをいいます。
●休職を取ったり、相談をしたりするために会社の上司や同僚、家族に話をし、書類を見せることは全く問題ありません。

【裁判所までお知らせください！】
身体の不自由などの理由により、何らかのお手伝いが必要とされる方は、「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」に記載されている地方裁判所で、早めにお知らせください。

裁判員制度のくわしい情報を公開しています

●最高裁判所 裁判員制度ウェブサイト

<http://www.saihinin.courts.go.jp/>

●最高裁判所 裁判員制度携帯サイト

<http://www.saihinin.courts.go.jp/k/>

裁判員制度

検索

QRコードはこちら

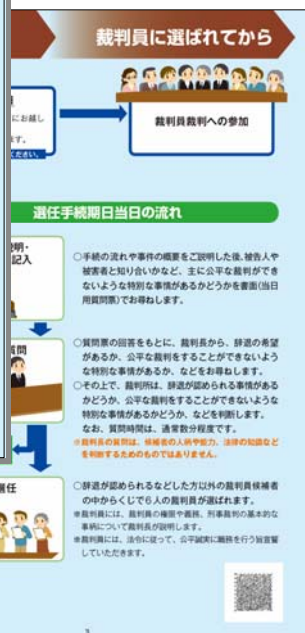
70歳以上の場合や、とても重要な仕事があり、自分で処理しにくい重い労働が生じるおそれがある場合に加え、例えば、次のような場合には、辞退の申立てをすることができます。

くわしくは、質問票をご覧ください。

・重い病気やケガ
・病気・障害などの継続的
の付き合い

・家族や同居者の
費用・介護

・妊娠中又は出産後
の期間以内



・重い病気やケガ
・病気・障害などの継続的
の付き合い

・家族や同居者の
費用・介護

・妊娠中又は出産後
の期間以内

**各地方裁判所では、四国内の企業、団体、グループのみなさんを対象とした裁判員制度に関する「出張説明」や「法廷見学会」を実施しています。
詳しくは、下記裁判所までおたずねください。**

愛媛県

(松山地方裁判所)

〒790-8539

松山市一番町3-3-8

事務局総務課

TEL089-941-4151

香川県

(高松地方裁判所)

〒760-8586

高松市丸の内1-36

事務局総務課

TEL087-851-1537

高知県

(高知地方裁判所)

〒780-8558

高知市丸ノ内1-3-5

事務局総務課

TEL088-822-0340

徳島県

(徳島地方裁判所)

〒770-8528

徳島市徳島町1-5

事務局総務課

TEL088-652-3141

裁判員制度まめ知識

「評議」とは・・・

裁判員は、他の5人の裁判員と3人の裁判官と一緒に刑事裁判の審理に出席し、証人尋問や被告人質問といった証拠調べ手続や、検察官や弁護人の主張を聴く弁論手続に立ち会います。

その上で、評議において裁判官と対等の立場で議論をし、お互いに自分の意見を述べるとともに、お互いの意見をよく聞いて、議論を尽くし、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを決めることになります。

法律上、裁判員は事件について裁判官と一緒に議論（評議）する際に意見を述べなければならないとされています。ただ、評議においては、すべての問題点について一度にまとめた意見を述べなければならないわけではなく、自由に自分の気付いたところから意見を述べていただいて議論に参加していただければいいのです。もちろん、意見を変えることも自由です。

よく法律知識について質問を受けますが、必要な法律知識については、裁判官から分かりやすく説明しますので、日常生活で行っている判断で十分です。



(評議イメージ図)

【発行】

高松高等裁判所事務局総務課広報係

087-851-1547

高松高等裁判所ホームページ

<http://www.courts.go.jp/takamatsu-h/>

(本誌の写真・記事の無断転載禁止)